

(医療機器等) について修正条文案

病院事業推進委員会委員 谷口 ^{ひろし} 公

(医療機器等)

第19条第2項を第3項とし、第19条に新たに第2項及び第4項として次の2項を追加する。

- 2 乙は、医療の質の維持及び向上を図るため、医療機器等について、法定耐用年数経過後又はリース期間満了後、できるだけ速やかに更新するものとする。

- 4 地域医療連携ネットワークシステムの整備等は甲乙別途協議する。